

農地法施行規則及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案の概要

令和8年3月
農林水産省

1 趣旨

- (1) 近時、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）によりインフラシェアリング事業者（基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者をいう。）のうち総務大臣による認定を受けた事業者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）について、適正・公平な利用等が担保された上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する制度を創設することとされた。
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）では、農地の農業以外への利用には各種規制が講じられているが、公益性等の観点から、その規制の例外を設けている。この例外のなかには、電気通信事業法に基づき総務大臣の認定を受けた電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が行う有線電気通信のための線路等の敷地に供する場合等も含まれている。
- (3) 認定鉄塔等提供事業は、認定電気通信事業者の行為の一部を代替するものであることから、その事業の公益性等に鑑み、認定電気通信事業者によるものと同様に農地法及び農振法による規制の例外とするため、省令の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 農地転用の制限の例外の追加（農地法規則第29条及び第53条関係）
認定鉄塔等提供事業者が電気通信事業の用に供する線路を設置するための鉄塔等又は鉄塔等を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供する場合を転用時の許可不要の対象として加える。
- (2) 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の追加（農振法規則第4条の5関係）
認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔を公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として加える。
- (3) 農用地区域内における開発行為時の制限の例外の追加（農振法規則第37条関係）
認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の設置又は管理に係る行為を開発行為時の許可不要の対象として加える。

3 今後の予定

公布・施行：令和8年5月頃を予定